

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

平成 2 9 年第 3 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成29年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成29年8月24日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長 竹下雅樹
副町長 中口守可	水道事業理事 鵜久森 敦
副町長 松田康博	都市整備部理事 早野清隆
教育長 笠間光弘	都市整備部理事 家永 淳
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事
保井太郎	佐藤博昭
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部 理 事 波戸元雅一
財政改革部長 四至本直秀	危機管理監 兼危機管理担当課長 川端慎也
しあわせ創造部長 古橋重和	財政改革部副理事 相馬進祐
都市整備部長 木下研一	まちづくり戦略室 人事担当課長 廣田尚司

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本保裕	議会事務局係員 池田雄哉
-------------	--------------

○会 期

平成29年8月23日から9月15日(24日)

○会議録署名議員

7番 反保多喜男	8番 田島乾正
----------	---------

議事日程

- 日程第 1 議案第 48 号 平成 29 年度岬町一般会計補正予算（第 3 次）の件
- 日程第 2 議案第 49 号 平成 29 年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）の件
- 日程第 3 議案第 50 号 平成 29 年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第 1 次）の件
- 日程第 4 議案第 51 号 平成 29 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 次）の件
- 日程第 5 議案第 52 号 平成 29 年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第 1 次）の件
- 日程第 6 議案第 53 号 平成 29 年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第 2 次）の件
- 日程第 7 議案第 54 号 平成 29 年度岬町水道事業会計補正予算（第 1 次）の件
- 日程第 8 議案第 55 号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する件
- 日程第 9 議案第 56 号 岬町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定する件
- 日程第 10 議案第 57 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 11 議案第 58 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 12 議案第 59 号 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 13 議案第 60 号 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 14 認定第 1 号 平成 28 年度岬町一般会計決算認定の件
- 日程第 15 認定第 2 号 平成 28 年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 日程第 16 認定第 3 号 平成 28 年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 日程第 17 認定第 4 号 平成 28 年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件
- 日程第 18 認定第 5 号 平成 28 年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 日程第 19 認定第 6 号 平成 28 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件
- 日程第 20 認定第 7 号 平成 28 年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
- 日程第 21 認定第 8 号 平成 28 年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
- 日程第 22 認定第 9 号 平成 28 年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
- 日程第 23 認定第 10 号 平成 28 年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
- 日程第 24 認定第 11 号 平成 28 年度岬町水道事業会計決算認定の件
- 日程第 25 報告第 5 号 平成 28 年度岬町健全化判断比率報告の件
- 日程第 26 報告第 6 号 平成 28 年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件
- 日程第 27 報告第 7 号 平成 28 年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件
- 日程第 28 報告第 8 号 平成 28 年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件A

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名全員出席でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、議案第48号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第1、議案第48号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

内閣府が8月14日に速報値として公表いたしました平成29年4月期から6月期の国内総生産（GDP）の物価変動を除いた実質値は、年率換算で4%と大きく増加いたしました。

主な増加の要因は、GDPの6割を占める個人消費で、リーマンショック後の景気刺激策として実施した家電エコポイントで購入した大型家電などの耐久財が買い替え期を迎えたほか、原油安や天候などの恩恵も重なり内需を牽引いたしました。

しかし、こうした需要は一時的なものとの見方も多く、一方では消費を促す賃金が伸び悩んでおり、人手不足の解消が大きな課題となっております。

さらに、北朝鮮情勢などの緊迫化で企業業績を押し上げてきた円安傾向にも影響が出始めていることから、景気の動向につきましては今後とも注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億353万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,174万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第一表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページから12ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、114万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも平成28年度の精算に伴い、障害児入所給付費等国庫負担金13万2,000円を、子どものための教育保育給付費国庫負担金101万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、220万4,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、平成28年度の精算に伴う、子どものための教育保育給付費負担金15万2,000円のほか、平成30年4月診療分から始まる大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴うシステム改修費等補助金205万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、太陽光発電業者からの岬ゆめ・みらい寄附金として120万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、9,171万6,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、本補正予算編成に必要な財源としたしまして財政調整基金繰入金4,505万2,000円を、岬ゆめ・みらい寄附金に対する謝礼に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金4,006万5,000円を、深日財産区や多奈川財産区からの繰入金を財源に実施する深日小学校トイレ改修や多奈川西集会所フェンス取替経費相当額を合計で511万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰越金につきましては、平成28年度決算確定に伴う前年度繰越金566万4,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、道の駅に係る受託事業収入の決定に伴い海釣り公園道の駅受託事業収入大阪府受託事業14万4,000円、道の駅みさき受託事業収入国受託事業146万円、合計で160万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

議会費としたしましては、北海道芽室町、浦幌町、鹿追町への議員研修費として121万6,000円を計上いたしております。

総務費につきましては、5,725万3,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、公的年金制度の持続可能性の向上を図るため、国民年金法等の一部改正に伴う短時間勤務職員に係る社会保険料としたしまして、総務管理費と徴税費を合わせて1,599万9,000円を、岬ゆめ・みらい寄附金について謝礼品の調達割合の見直し前の謝礼経費の不足分、3,991万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、2,570万3,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、障がいのある方の医療や福祉サービスに係る国や府の負担金について平成28年度実績報告に基づき、障害者医療費国庫負担金返還金など合計で1,297万8,000円を大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴うシステム改修委託料410万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、平成28年度実績に基づき、妊娠・出産包括支援事業国庫補助金返還金及びがん検診推進事業国庫補助金返還金、合計で3万4,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては216万5,000円を計上いたしております。主な内容としていたしましては、西畑佐瀬川地区の二の宿農道路肩改修工事98万6,000円を、下孝子地区の林道孝子犬飼谷線及び淡輪地区の林道本谷線路肩改修工事117万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費につきましては、道の駅に係る受託事業収入決定に伴い、道の駅みさき情報提供施設等維持管理委託料60万8,000円、海釣り公園道の駅管理委託料14万4,000円を合計で75万2,000円を計上するものでございます。

土木費につきましては、853万7,000円を計上いたしております。主な内容としていたしましては、下水道事業特別会計で支弁する短時間勤務職員に係る社会保険料及び確定申告による消費税地方消費税に対する繰出金242万3,000円を、小田平住宅、平野北住宅の空き家改修工事及び深日小池谷住宅除却工事合計で370万円を計上いたしております。

教育費につきましては667万6,000円を計上いたしております。主な内容としていたしましては、淡輪小学校遊具の取り替え及び深日小学校トイレ改修工事485万円を、淡輪公民館の雨漏り修繕やトイレ改修工事を合計で124万4,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、太陽光発電事業者からの指定寄附120万円を岬ゆめ・みらい基金に積み立てを行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会に所属をしておりませんので、この場でお聞きをしておきたいことがございます。

ただいまの説明の中で、何カ所か社会保険料の計上がございます。そのことにかかわってお尋ねをしたいと思います。

これは、短時間職員ということですから、臨時職員の方の保険加入に伴う予算措置ということかなと受けとめているのですけれども、要因としては、法律が変わったことに対応することだと思っておりますが、それぞれの方の生活状況だとか働き方への希望等があると思いますので、そのあたりについて、保険加入についての丁寧な説明だとか、あとは該当される方の基本的な合意だとか、そのあたりの手続面はいかがだったのかということをお聞きしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、適用拡大によるものでございまして、平成29年3月の時点でございますでしたら所定労働時間が週30時間以上であることということが適用条件でございましたが、平成29年4月以降につきましては法の改正がされまして、雇用通知の所定労働時間が週20時間以上であること、賃金の月額が8.8万円以上であること、雇用期間が1年以上見込まれること、学生でないものをいうような条件を満たすものにつきまして適用拡大されましたので、本件の予算措置をさせていただきまして、臨時職員、また再任用等についてご説明させていただいたところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 制度上のご説明、ありがとうございます。

その変更に伴って、該当される方への説明だとか、何というか、わかりましたという、そういった合意といいますか、そのあたりについての手続面についてもお聞きをしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 平成29年2月21日に全課にメールを配信したところでございまして、適用に関しまして、再任用職員、任期付き職員を社会保険適用の義務化という形で通知させていただいたところでございます。

また、個別にも質問を受けておりまして、その個別のお問い合わせに関しても対応させていただいたところでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。奥野 学君。

○奥野 学議員 総務文教委員会に所属しておりませんので、1点だけお聞きいたします。

議案書の20ページの15、工事請負費の中で深日小学校改修工事、これ深日小学校のトイレの改修という説明がございました。

その少し前に、深日財産区からの繰出金が426万円あるわけですが、残り59万何がしは一般会計から補充されるのが1点と、この中に今回洋式のトイレに一部変更されるということでお聞きしているのですが、その正式な数は幾つになったのか、その2点お願いいたします。

○道工晴久議長 教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 お答えいたします。

まず、財産区からの繰り入れの件ですが、426万円というのは深日小学校のトイレ改修へ深日財産区から繰り入れされるということでございます。

もう一つは、淡輪小学校の登り棒を取り替える必要が生じたので、これは町から支出するというところでございます。

今回、深日小学校のトイレの洋式化をするのは2カ所で、2基洋式化を行うという計画でございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成29年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第49号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第2、議案第49号、平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部改正に伴う短時間勤務職員に対する厚生年金保険、健康保険の適用が拡大されたことに伴う人件費の調整及び前年度の医療費等の確定による国庫負担金等の精算に伴う返還金について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,719万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,981万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載をいたしておりますのであわせてご参照願います。

まず、繰入金、他会計繰入金として短時間勤務職員に対する厚生年金保険、健康保険の適用が拡大されたことに伴う人件費に対する繰入金20万5,000円を計上いたしております。

次に、繰越金といたしまして、本補正予算を調整するための財源として3,698万9,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明させていただきます。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページに記載をいたしておりますので、ご参照願います。

総務費、徴税費につきましては短時間勤務職員に対する社会保険料として20万5,000円を計上しております。

次の、保険事業費につきましても総務費と同様に、短時間勤務職員の社会保険料22万6,000円を計上いたしております。

諸支出金、償還金及び還付金加算金につきましては3,676万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の医療費及び特定健康診査等の費用の確定に伴う国、府及び支払基金に対する精算による返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成29年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第50号「平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第3、議案第50号、平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の社会保険料の増額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付額が確定されたことに伴う増額によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,834万6,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページから8ページに記載しておりますのであわせて参照願います。

繰入金、一般会計繰入金としまして、社会保険料の増額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付額が確定されたことに伴い242万3,000円の増額を行い、3億543万6,000円とするものでございます。

次に、歳出といたしまして3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページから10ページに記載しておりますので、あわせて参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明させていただきましたように、職員の社会保険料の増額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付額が確定されたことに伴い242万3,000円の増額を行い、1億859万7,000円とするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第51号「平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第4、議案第51号、平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、公的年金制度の持続の可能性の向上を図るための国民年金保険法等の一部改正に伴う短時間勤務職員に対する厚生年金保険、健康保険の適用が拡大されたことに伴う人件費の調整。前年度の介護給付費等の確定に伴う国、府及び支払基金への負担金等の精算返還金及び前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,066万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,666万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載をいたしておりますのであわせてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者の保険料として17万7,000円を計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金につきましては25万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における短時間勤務職員に対する厚生年金保険、健康保険の適用が拡大されたことによる人件費の調整に伴う地域支援事業支援交付金を計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては104万1,000円を計上いたしており、内容といたしましては国庫補助金と同じく地域支援事業における人件費の調整に伴う地域支援事業支援交付金9万7,000円及び前年度の地域支援事業の確定に伴い過年度分として交付される地域支援事業支援交付金93万2,000円となっております。

次に、府支出金の府補助金につきましては、地域支援事業費の人件費の調整に伴う地域支援事業費交付金12万8,000円を計上いたしております。

なお、これらの歳入予算のうち、過年度分としての地域支援事業支援交付金を除く歳入につきましては、歳出予算において計上いたしております地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し計上いたしておるものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては94万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴う地域支援事業繰入金12万8,000円及び総務費における人件費の調整に伴うその他一般会計繰入金81万8,000円を計上いたしております。

繰越金、前年度繰越金につきましては、前年度の給付費の確定に伴いその余剰金5,811万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページから14ページに記載をしておりますので、あわせてごらんください。

総務費、介護認定審査会費につきましては、短時間勤務職員の社会保険料として81万8,000円を計上いたしております。

地域支援事業費につきましても、総務費と同様に短時間勤務職員の社会保険料として一般介護予防事業費39万円及び包括的支援事業（任意事業）40万9,000円を計上いたしております。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金として1,052万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、府及び支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金として4,852万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成29年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第52号「平成29年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第5、議案第52号、平成29年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、内容をご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ426万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,978万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として深日地区財産区基金繰入金426万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをごらんください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金426万円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します深日小学校トイレ改修等工事業費相当額426万円を繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成29年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第53号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第53号、平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、内容をご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,768万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として多奈川地区財産区基金繰入金85万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをごらんください。なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金、繰出金として一般会計繰出金85万4,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、一般会計で実施いたします西集会所フェンス取替工事事業費相当額85万4,000円を繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第54号「平成29年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 日程第7、議案第54号、平成29年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件について、ご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては社会保険料の適用拡大によるもので、該当する再任用短時間職員の法定福利費の社会保険料負担金に不足が生じるため、今回、増額補正を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出では、水道事業費用のうち営業費用について52万4,000円の増額であります。内訳としましては、職員の社会保険料負担金を増額するものです。

第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めており、今回の収益的支出における職員給与費の総額を5,878万円から5,930万4,000円に改めるものでございます。

以上、平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成29年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第8、議案第55号「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第8、議案第55号、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、福祉医療制度の再構築に伴い関係条例に所要の改正が必要となることから、これらを整備する条例を制定するものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

なお、本条例改正の説明につきましては、本議案書とあわせて送付いたしております福祉医療費助成制度再構築の概要により説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、福祉医療費助成制度再構築の概要をごらんいただきたいと思います。

まず、福祉医療費助成制度の再構築の背景でございますが、障害者サービス公費負担医療等が障害種別にかかわらず共通の制度のもとで難病も含め障害福祉サービスの対象となっておりますが、障害者医療では精神障がい者や難病患者が対象外となっていることや裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者は児童扶養手当の対象とはなっていますが、ひとり親家庭医療では対象外となっていること。

また、医療費の増加や再構築に伴う対象拡充により今後において所要額の増加が見込まれることが背景でございます。

次に、必要性ですが、先ほどの背景を踏まえまして、精神障がい者、難病患者やDV被害者への対象拡充が必要であり、また持続可能な制度とするために、対象者給付範囲の真に必要な方へ選択、集中するとともに受益と負担の適正化を図る必要があるとしております。

次に、再構築の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、対象者ですが、老人医療につきましては再構築により廃止となりますが、平成30年3月31日時点での対象者は経過措置により3年間は対象となります。

この経過措置期間内において表の右側に記載をいたしております現行対象者のうち、①障がい者医療対象者、②ひとり親家庭医療対象者につきましては、それぞれの福祉医療に統合されることとなりますが、③特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患を有するもの、④感染症予防法に基づく結核医療を受けている者及び⑤障害者総合支援法による精神通院医療を受けているものについては経過措置終了期間後は対象外となります。

裏面をごらんください。

次に、障害者医療につきましては、現行では65歳未満の重度障がい者が対象となっておりますが、老人医療を廃止することに伴い、年齢に関係なく65歳以上の重度障がい者も対象となるとともに、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、指定難病受給者証所持者及び特定疾患治療研究事業の受給者証所持者のうち障害年金1級相当または特別児童扶養手当1級相当に該当する者を新たに対象とするものでございます。

次に、ひとり親医療につきましては、現行ではひとり親家庭の子どもを看護する父、母及び養育者につきましては、65歳未満の者に限定されてございますが、65歳以上の者については老人医療の対象となっております。

老人医療を廃止することに伴い、年齢に関係なくひとり親家庭医療の対象とするものでございます。

また、子ども医療の対象につきましては変更はございません。

次に、助成の範囲につきましてご説明いたします。

まず、精神病棟への入院に係る給付につきましては3カ月限定での助成が望ましいものの、国の精神障がい者の地域移行促進の取り組みとの整合性を担保することなどから、障害者医療、ひとり親家庭医療、子ども医療ともに助成対象外とし、今後、精神障がい者の地域移行を充実強化しつつ引き続き検討することとしております。

なお、これにつきましては条例の施行日以後に新たに対象となるものに適用し、施行前の対象者には3年間の経過措置を設けた後、助成対象外となります。

また、訪問看護ステーションが行う訪問看護であります訪問看護療養費を新たに助成対象といたします。

次に、他の福祉医療制度との関係ですが、福祉医療費助成制度間における優先順位が撤廃をされることとなります。

次に、一部自己負担額でございますが、経過措置対象者に係る老人医療及び障害者医療につきましては、新たに院外調剤について1日500円以内とする自己負担を導入するとともに、月2日程度を限度としていた月額上限が撤廃されます。

また、月額上限額につきましては、現行2,500円から3,000円となります。

次に、ひとり親家庭医療及び子ども医療につきましては、子育て支援の観点から一部負担金の改正は据え置くこととなっております。

ただし、各医療において訪問看護ステーションが行う訪問看護である訪問看護療養費が新たな助成対象となることから、入通院などと同様に一部負担金を負担していただくこととなります。

なお、これらの一部負担金につきましては規則で定めてございますので、規則を改正する予定といたしております。

次に、条例でございますが、この再構築に伴い関係条例に所要の改正が必要となることから、これらを整備する条例を制定するものですが、内容といたしましては第1条が、岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正、第2条は、岬町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正、第3条は、岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正、第4条が、岬町老人医療費の助成に関する条例の廃止となっており、各条例において対象者の拡充や助成の範囲などの所要の改正を行うとともに、この再構築の機会を捉え、題名の改正も含め文言の整理や条文の整理を行っているものでございます。

また、附則では施行期日を平成30年4月1日と定めるとともに、再構築に伴い、精神病棟への入院に係る給付や平成30年3月31日時点での老人医療対象者に対する3年間の経過措置及び経過措置対象者は改正後も重度障害者医療費の助成に関する条例の規定を準用するなどの適用区分を定めてございます。

また、医療費の申請及び交付等につきましては、条例の施行前においても行うことができる旨の準備行為を定めているところでございます。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第9、議案第56号「岬町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第9、議案第56号、岬町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定する件についてご説明させていただきます。

議案書をごらんください。

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、農業委員の選出方法が従前の条例で定められた公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められたため、本条例を制定するものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

岬町農業委員会の委員の定数に関する条例（案）についてご説明させていただきます。

第1条、趣旨では、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、岬町農業委員会の委員の定数を定めるものとするものでございます。

第2条では、委員の定数を定めたもので、岬町農業委員会の委員の定数は14名とするものです。

次に、附則でございますが、施行期日としまして第1項では、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項では、従前の岬町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するものです。

最後に、経過措置としまして、第3項では、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、この条例の施行の際に在任する農業委員の委員は、その任期の満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 私、委員会に属していませんので、一応確認だけしたいと思います。

今回の条例改正でまずお尋ねしたいのは、第2条で、農業委員会の委員の定数は14人とすると、こううたわれているんですけども、その根拠と、なぜ必要とするということをまずご説明願いたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 ご説明させていただきます。

現在の農業委員会につきましては、任期が平成30年6月2日までとなっておりまして、旧法に基づく農業委員会となっております。

旧法による農業委員会の定数でございますが、定数条例による公選が12名と、それと団体推薦ということで議会議員であるとか農協、農業共済、土地改良区からそれぞれ選任されてきて4名、合計16名で農業委員会をいただいているという状況になってございます。

今回の改定につきましては、農業委員会の業務の重点を農地等の利用の最適化の推進を明確化にして、公募によりまして町長の任命、議会の同意を得て任命するという形になってございます。

先ほど説明させていただいたように、現在16名でございまして、何名でしていただければ一番いいのかということを検討させてもらった中では、農地規模からいきますと15～16名となるんですけども、現在、欠員2名となっており、実際に動いていただいているのは14名というところもあって、行政改革を推進しているところでもあり、14名で農業委員の定数を定めさせていただいたというところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、部長から説明いただいたんですけど、14名、こういうことやから必要であるという答えを聞いたかったわけですね。

ただ、岬町に今の農政問題、いろんな農地の問題で農地に絡んで、本当に14名が必要であるのか、足りないのかということですね。

先ほど、12名プラス4名で16名と言ったけども、議会議員は充て職で今回は退いてますね、2名はね。従来は2名選出されて2名が農業委員会に行って意見を述べていたんですけども、そういうことはやめておこうということで、2名は議会からは選出なかったわけですね。

本来、あんまり突っ込んで言ったら、ちょっと、町長が判断することであるから町長が必要と言ったら当然必要と、信頼の原則で皆さん動いていますので、これはあれですけど。

ただ、もう1点だけ、ちょっと私としたら、町長が14名でいって言うならば賛同しますけども、なぜ14名必要やという、こういうことで14名が必要ですよという根拠、必要性。岬町において農業委員さん、これだけ、14名なければこれからの農政問題を語られない、こういう展望がないということ、部長答弁できるんやったらしてほしいんやけど、できなかつたら結構やで。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

先ほども少し触れさせていただいたのですが、今回の法改正の趣旨でございますけれども、今般の一般質問でも田島議員からもありました状況でございますが、農地等の利用の最適化の推進を図ることが掲げられておまして、農業委員会の業務の重点としまして、それを明確化されておるところでございます。

中身としましては、遊休農地の発生防止であるとか解消、それから担い手、農地利用の集積、集約化等々、そういう農地の利用の最適化についていろいろ進めていただく必要があります。

一般質問でもありましたように、遊休地がかなり多い状況でどう活用を図っていくかという課題もある中で、やはり、その辺を推進していく上で、14名の方をお願いしたいというところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 事務方の木下部長の説明を今、いただきました。

それだけ事務方もその定数が必要だということを説明いただきましたので、これは所管の事業委員会で審議していただいて、最終的に私は委員会の意見を尊重して最終日にはいろいろ意見述べて、反対はいたしません。賛成するために根拠を今求めたものであって、誤解しないように一つお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 指名がないのに答弁するのはいかがかと思えますけども、補足的に説明をさせていただきます。

この件については、農業委員会の委員の方の意見をいろいろ聞かせていただきました。

最低が12人でいいのじゃないかという意見、さらには16人でいいのじゃないかという意見がございました。

その中に、先ほど部長から説明のあったように、外郭団体からの推薦ということが4名ということになったんですけども、現状を踏まえて、先ほど部長が言ったように、行政改革等も踏まえた中で2名という削減をさせていただいて、正の農業委員に12名、外郭団体推薦を2名という形で14名にさせていただきました。

その中で、特に今回は女性を投入するよという通達もありますので、その辺も含めて12名という意見があったんですけども、私は、外部からの意見も聞く必要があるかなということで14名とさせていただきました。

そして、特に14名という数字がいいのかどうかというのは、これは議員さんに判断してもらうのが一番だと思いますけども、ただ、最近荒れた農地がたくさんございまして、そういった管理が不行き届きだということで、今後、農業委員会もしっかりとそういった、いわば5条申請とか4条申請、そういうものばかりじゃなくて、いろいろ農地を管理、見回り、そういったものもやっていただくということでいろいろ検討した結果14名という数字を出させてもらいましたので、どうかその辺は議会の皆さんで十分ご審議賜りたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第10、議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第10、議案第57号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正された国家公務員の育児休業の取り扱いに準じ、本条例に所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、育児休業は子が3歳に達するまで利用できる制度でございます。

今回、国家公務員の人事院規則に、育児休業の再申請や再延長ができる特別の事情に保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが待機せざるを得ない場合も加わりました。

本町の職員では今まで該当者はおりませんが、今回の人事院規則の改正により、本町も国の基準に合わせて改正をお願いするものでございます。

それでは、具体的に改正条例案をご説明いたします。お手元の議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

まず、第3条は育児休業の再申請ができる特別の事情を定めてございます。その第5項に、育児休業に係る子が法律で定める保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが当面、その実施が行われないことを加えるものでございます。

また、第4条につきましても、育児休業の期間の再延長ができる特別の事情として同様の内容を加えるものでございます。

なお、附則ですが、施行期日は公布の日からとしております。

以上が改正条文の内容でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第11、議案第58号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第11、議案第58号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、雇用保険法の改正により失業等給付内容等が変更されることに伴い、国家公務員退職手当法が改正されましたので、それに準じて本条例に所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、失業者の退職手当について一部改正をする必要が生じるものでございます。

公務員は雇用保険の失業手当の対象外でございます。入庁後、ごく早い時期に退職する場合、退職手当と雇用保険の失業手当給付金を比較して、失業手当の給付金の方が多くなる場合が生じます。

該当者が再就職を希望している場合は、雇用保険の給付金と退職手当の差額が失業者の退職手当として通常の退職手当とは別に特別の退職手当として支給されるのが失業者の退職手当でございます。

本町の職員には今まで該当者はございません。

それでは、具体的に改正条例案をご説明いたします。お手元の議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

今回の主な改正の内容は2点ございます。

まず、改正の1点目、第10条第10項の部分です。

再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当と認められた者への手当の給付日数の拡充に伴う改正でございます。

従前より雇用情勢が悪い地域に居住する者、倒産、解雇等により離職した者などの要件を満たせば給付日数が拡充されておりましたが、今回の改正により、さらに三つの要件が追加されました。

具体的には、身体・知的発達障害により長期にわたり職業生活に相当の制限を受ける者。激甚災害の被害により離職を余儀なくされた者で激甚災害地に居住する者。雇用された事業が震災被害地の被害を受けたため離職を余儀なくなれた者でございます。

今回の法令の改正に準じ、規定の整備をするものです。

改正の2点目は、第10条第11項です。雇用保険法第58条におきまして、移転時の支給対象にハローワーク以外の職業紹介事業者等の紹介により就職するものが追加されたことから、第5号に法律で定める職業紹介事業者等を加えるものでございます。

移転とは、紹介により就職するため住所変更する場合に支給されるものでございます。

次に、制定附則第14項では、雇用保険法附則として各種給付に関する暫定措置が定められましたことから、新たに読みかえ規定を加えるものでございます。

施行期日につきましては公布の日からとさせていただきますが、第10条第1項、第5項の改正規定等につきましては平成30年1月1日からとさせていただきます。

本件は、総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 お諮りします。日程第12、議案第59号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」及び日程第13、議案第60号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第59号及び日程第13、議案第60号の2件を一括議題とすることに決定しました。

本2件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第12、議案第59号及び日程第13、議案第60号を一括してご説明申し上げます。

まず初めに、日程第12、議案第59号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明を申し上げます。

岬町教育委員会委員の宮川益和氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1910番地の6。生年月日は、昭和29年11月26日です。

経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、日程第13、議案第60号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明を申し上げます。

岬町教育委員会委員の中口敦子氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町深日3175番地の13。生年月日は、昭和49年11月17日です。

経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本2件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本2件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略した

いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第59号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第59号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第60号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第60号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第14、認定第1号「平成28年度岬町一般会計決算認定の件」から日程第24、認定第11号「平成28年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの11件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第14、認定第1号、平成28年度岬町一般会計決算認定の件から日程第24、認定第11号、平成28年度岬町水道事業会計決算認定の件までの11件は一括議題とすることに決定しました。

これより、平成28年度成果報告決算に関する説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成28年度成果報告決算に関する説明を行わせていただきます。

あわせて、日程第14、認定第1号、平成28年度岬町一般会計決算認定の件から日程第24、認定第11号、平成28年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく一括提案申し上げます。

初めにお断りを申し上げます。少々時間がかかりますが、ご了承くださいませようお願いいたします。

なお、平成28年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。

私は、平成21年10月に町長に就任して以来、温かみのある町政を進めること、財政を立て直すこと、まちの未来を創造することを基本理念として、緊急課題である行財政改革、安心・安全のまちづくり、子育てと教育環境の充実、企業誘致等に職員と一丸となって町政運営を進めてまいりました。

平成28年度は、本町の地域資源を活かしたまちの活性化施策として大阪府初の登録となった、みなとオアシスみさきの中核施設である深日港観光案内所さんぼるたを開設するとともに、第二阪和国道の開通にあわせる形で道の駅みさき夢灯台の整備に努めてまいりました。

また、人口減少が見込まれる中、町外からの来訪者へのまちの周遊環境を整えるために、将来、深日洲本航路の再生も視野に入れながら交流人口を拡大し、定住人口の確保につながる施策を実施してまいりました。

さて、経済環境を概観しますと、国の経済金融政策の効果等により景気は緩やかな回復傾向にあると言われておりますが、一方では、経済政策等の効果がいまだ全ての地域までくまなく行き届いていない状況にあります。

本町はいきいきパークみさきへの企業誘致が完了したところですが、町の限りある財源を有効に活用し、まちの価値を高めるためのまちづくり施策を推進する岬町行財政改革計画（第3次集中改革プラン）を新たに作成いたしました。

平成28年度決算の概要でございますが、一般会計決算の歳入決算額は80億2,554万円、歳出決算額は79億5,854万円となっております。

岬町行財政改革計画（第3次集中改革プラン）の初年度となる平成28年度の本町の一般会計決算における実質収支は歳入歳出決算額の差し引き約6,700万円から翌年度繰り越し分1,234万円を差し引いて、実質収支約5,466万円の黒字とすることができ、引き続き黒字決算を確保することができました。

また、財政構造につきましては固定資産税に係る超過税率を0.1%引き下げたこともあり、経常収支比率は96.9%と前年度から1.6ポイント上昇したものの、超過税率引き下げの要因を除いた場合には0.2%程度の改善がなされております。

また、実質公債費比率は14.7%と前年度から1.5ポイント改善しております。

なお、経常収支比率、実質公債費比率とも高い水準ではあるものの、改革の取り組みの成果により着実に改善してきております。

さらに、私が就任した平成21年度末には94億9,000万円あった町債残高は平成28年度末には73億3,000万円となり21億6,000万円の減少、財政調整基金等の基金残高は約8億9,000万円から14億1,000万円となり5億2,000万円の増加となっております。

それでは、平成28年度に実施いたしました主要施策の成果につきまして、主要施策成果説明書及び平成28年度町政運営方針をもとに、新たな事業や充実させて取り組んだ事業を中心としてご説明させていただきます。

はじめに、基本政策1、みんなで進めるまちづくりでございます。

まず、地方創生総合戦略事業につきましては、平成28年3月に策定した岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまちの魅力を高め、人口の定住と地域の活力を維持するため移住・定住促進事業、観光交流事業、結婚・出産・子育て支援事業など取り組みを進めてまいりました。

また、国の交付金を活用してシルバー人材センターと連携した休耕地活用事業や空き家実態調査、深日港航路復活に向けた試験運航など、新たなまちづくりへの取り組みを積極的に進め、地域の活性化に努めてまいりました。

広域連携につきましては、身近な公共サービスは基礎自治体である市町村が担うべきとする地方分権の考え方にに基づき、可能な限り権限移譲を受けることを基本とし、これまでも専門性が高い事務について、泉佐野以南3市3町の広域連携により権限移譲を受けてまいりました。

平成28年度は新たに身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付事務を初め、保健分野で2事務、農林分野で12事務を広域連携により権限移譲を受け、地方分権の取り組みを進めました。

公会計システムの導入につきましては、国から平成27年1月に統一的な基準による地方公会計の整備促進を行うよう要請がなされたことから、本町においても国が示す新たな公会計制度の整備に取り組み、平成28年度におきましては固定資産台帳の整備を行いました。

情報セキュリティー強化対策事業につきましては、IDとパスワードによる認証に生体認証を追加した二要素認証を導入するとともに、個人番号を取り扱うLIGWAN接続システムとインターネット接続システムを分割し、個人番号のセキュリティーリスク対策を実施して情報セキュリティーの強化を図りました。

また、社会保障・税番号（マイナンバー）制度に対応するため、住民情報システムの改修を行うとともに、通知カード、個人番号カードの交付を順次進めてまいりました。

さらに、日曜開庁を実施し、カード申請者への利便性の向上に努めてまいりました。

新規拡充施策以外の事業としましては、平成27年度に計画期間を終了した第二次集中改革プランの後計画として平成28年度から平成32年度を計画期間とする岬町行財政改革計画（第3次集中改革プラン）を策定しました。

今後は、この計画に沿って引き続きたゆまぬ改革を進めてまいります。

人権施策に関しましては、人権相談窓口を設置することで相談者への適切な助言及び情報提供等を行うとともに、基本的人権擁護の視点に立ち、啓発事業の取り組み、差別を許さない世論の形成や社会的環境の醸成に努めました。

また、いじめ防止対策につきましては、いじめ防止対策推進法及び岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、岬町教育委員会と緊密に連携し、いじめ防止対策を進めました。

ふるさと応援事業につきましては、ふるさと納税として本町に寄附いただいた寄附金を岬ゆめ・みらい基金に積み立てを行い、個性豊かな活力あるまちづくりに資する事業の財源と

して地方創生の取り組みなどに活用するとともに、寄附をいただいた方には地域の特産品等を謝礼としてお送りしております。

平成28年度は、謝礼品目の拡充や寄附手続の簡素化により、前年度を大幅に上回る2億5,000万円を超えるご寄附を全国からいただき、自主財源の確保に努めました。

次に、基本政策2、一人ひとりの“子どもが”“親が”輝き、文化を育むまちづくりでございます。

初めに、子育て支援施策についてご説明させていただきます。

みさき子どもとおとなも輝くプランに基づき、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子どもの子育て支援の充実を目的に利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、要保護児童等対策事業、一時預かり事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業などの施策や、地方創生を契機として制度化した一般不妊・不育症治療助成事業、淡輪保育所の保育時間の延長及び出産祝い金事業の実施に着実に取り組みました。

新規拡充事業といたしまして、一時預かり事業につきましては、子育て支援センターなどの既存の施設に加え、新たに子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園においても実施し、子育て支援を拡充いたしました。

また、新たな取り組みといたしまして、子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手助けができる人との相互援助活動であるファミリーサポートセンター事業について、平成29年度からの開始に向け援助会員の養成等を実施いたしました。

保育事業につきましては、4月から深日小学校に併設した深日保育所での保育が始まったことに伴い、小学生と交流を図りながら深日地域として特色ある保育・教育の実践に努めております。

また、淡輪保育所につきましては、耐震診断を実施し、耐震性が確保されていることを確認いたしました。

次に、子育て支援センターにつきましては、一部トイレの洋式化やAEDを設置するとともに、老朽化等に伴う必要な改修等を行い、安全で安心な施設として整備するとともに、福祉避難所に位置づけられていることから、こぐま園とあわせて耐震診断を実施いたしました。

その結果、簡易な補強工事で耐震性が確保されることが確認されたことを受け、現在の対応作業を進めております。

新規拡充施策以外の事業といたしまして、児童虐待防止に関しましては要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、相談支援専門職員を配置し、地域ネットワーク関係機関との連携強化を図るとともに、児童虐待困窮事例に対し必要な助言を受けるために、児童虐待外部アドバイザーを確保し、児童虐待の早期発見防止に努めてまいりました。

次に、教育関連施策についてご説明させていただきます。

教育関連施策については、総合教育会議において策定した岬町教育大綱をもとにその推進を図ってまいりました。

まず、教育委員会制度につきましては、本町では改正法の経過措置を適用し、旧制度に基づく教育委員会制度を維持してきましたが、平成28年10月から教育長と教育委員長を統合した形での新教育委員会制度に移行いたしました。

新規拡充の取り組みといたしましては、学校施設の整備として、まず深日小学校グラウンドについてはかねてより水はけが悪く、土の入れかえなどでは抜本的に改善することができなかったため、平成28年度においてグラウンドの改修工事を実施するとともに、グラウンドの一部の芝生化を行い、小学校と保育所の児童交流の場を整備いたしました。

多奈川小学校においては、地域の方々も利用している身体障がい者用トイレを洗浄機付き便座に改修し、利便性の向上を図りました。

さらに、学力向上対策としまして、グローバル教育国際理解教育推進事業では、小学校の6年間で英語技能検定5級相当の英語力が習得できるよう、大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラムを活用した取り組みを実施するとともに、学力向上チャレンジアップ事業では計画的に思考力、判断力、表現力等の向上を図るため、小学校において町独自の学力診断テストを実施いたしました。

また、放課後拡充支援事業として、小学校の放課後学習活動において使用する電子黒板を整備いたしました。

新規拡充施策以外の事業としましては、淡輪、深日小学校の内装材落下防止対策とともに、多奈川小学校体育館のバスケットゴールや岬中学校の多目的ホール、ラーニングセンターの吊天井の撤去工事を実施し、非構造部材の耐震化を進め、学校施設の安全対策に努めてまいりました。

教育相談事業では、いじめ・不登校問題等の未然防止、早期発見、早期対応を図り、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを推進するために、精神科医師やスクールカウンセラーによる相談及びスクールソーシャルワーカーを引き続き配置いたしました。

子どもの体力サポート事業につきましては、運動やスポーツをすることが楽しい、好きという子どもを増やすこと、運動習慣を確立させること、体力を向上させることを目指し、小学校の体育授業において和歌山大学の教授や学生から体づくりに特化した指導や、新体力テストの測定方法などについて指導をいただきました。

その結果、運動やスポーツをすることが楽しい、好きという子どもが増え、新体力テストにおいて大阪府内でも優秀な結果を収めることができました。

また、子ども見守り活動につきましては、各小学校区にスクールガードリーダーを配置するとともに学校安全ボランティアの随時募集を行い、人材確保に努めてまいりました。

次に、基本政策3、誰もが元気で生き生きと暮らせるまちづくりでございます。

まず、新規拡充事業といたしまして、シルバー人材センターにつきましては、活動補助の拡充を図ることで高齢者の生きがいがづくり及び就労機会の確保を図るため、岬町シルバー人材センターの活動支援を強化し、元気な高齢者が社会参加できる機会の提供に努めてまいりました。

また、消費税率引き上げの影響等を踏まえ、所得の低い方々への影響の緩和、消費の下支えを図ることを目的とした臨時福祉給付金及び景気の回復や賃金上昇の恩恵を受けにくい層に対する年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、申請漏れがないよう再通知を行うなど、円滑な支給に努めてまいりました。

介護機器導入支援事業につきましては、民間事業者に対し、排せつ処理や歩行補助などの介護機器の導入経費を助成することにより、介護職場の環境の改善を図りました。

妊婦・乳幼児保健施策につきましては、妊婦健診については一人当たりの助成額を国基準とするとともに、妊婦が助成額の範囲内で健診内容等に応じて柔軟に活用できるフリー券や歯科受診券により、引き続き妊娠中の健康管理の支援に加え、新規事業として、産後、育児不安が増加する時期に医療機関と連携し、授乳や育児指導を行う産後2週間サポート事業を開始し、産後ケアの充実を図りました。

また、妊娠、出産から育児までの各時期に対し、育児不安の解消、孤立を防ぐ等の切れ目のない支援に努めました。

肝疾患対策施策につきましては、本町はC型肝炎陽性者の割合が高く、これまで肝疾患対策に取り組んでまいりましたが、陽性者の治療率が低いことから、早期に適切な治療につながるよう、保健師訪問による受療勧奨を行うとともに、大阪府の肝炎治療医療助成制度の自己負担額を助成する町独自の制度を開始いたしました。

また、肝炎ウイルス検査の無料実施、肝臓病専門相談会、肝臓病講演会、フォロー検診などの肝疾患対策事業を継続し、肝炎の発見及び肝炎治療の最新情報等の提供などの支援に努めました。

新規拡充施策以外の事業として、地域福祉施策については、誰もが地域の中で孤立することなく生涯を通じて安心して暮らすことができる住みたい、住み続けたいと思う福祉のまちづくりを目指して第2次地域福祉計画、地域福祉活動計画の着実な推進を図りました。

地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員や岬町社会福祉協議会を初め、地域組織や地域ボランティアとの連携により、公民共同で役割分担しながら地域で支え合う福祉の推進に努めてまいりました。

相談体制につきましては、生活課題を抱える相談が必要な支援につなぎ、見守るコミュニティソーシャルワーカーを引き続き配置し、地域に出向いて行う出張福祉なんでも相談を継続して実施いたしました。

また、生活困窮者の早期把握、就労支援など自立に向けての包括的な相談に対応できるよう、大阪府など関係機関との連携を強化するとともに、相談利用者へのアンケートを実施し、より住民ニーズに応じた相談支援体制の充実に努めました。

次に、障がい者施策につきましては、誰もが互いに認め合い、支え合い、ともに生きるまちづくりを理念とする岬町第3次障害者基本計画及び第4期障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の適切な提供に努め、障がいのある方の地域での自立を支えるため、町内の相談支援事業所と連携し、地域移行・地域定着支援の充実に努めました。

高齢福祉、介護保険施策につきましては、地域で支え合う明るく楽しい健やかな社会を目指して第6期岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が必要なサービスを利用できるよう介護サービス及び生活支援サービスの提供に努めるとともに、介護保険料の上昇を抑えられるよう給付適正化に努めてまいりました。

また、在宅高齢者施策の充実を図るため、引き続き、食の自立支援事業として配食サービスを実施いたしました。

認知症対策では、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランに基づき、医療と介護の専門職員による認知症初期支援集中チーム事業を実施するとともに、状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れをご理解いただく認知症ケアパスを作成し、周知を図りました。

また、引き続き、認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談の充実を図るとともに、認知症サポーター養成講座や小中学校での認知症キッズサポーター養成講座、認知症講演会、認知症予防教室を実施し、認知症への正しい理解の啓発と認知症の予防、取り組みを進めました。

地域包括支援センターの運営に関しましては、利用者の利便性向上のため、平成29年度から岬町社会福祉協議会に委託する方針を決定し、その準備を進めました。

高齢者の安全・安心の確保につきましては、緊急時にすぐに対応できる体制に拡充するとともに、認知症徘徊SOSネットワーク事業の広域連携を図り、徘徊高齢者等の安全と、その家族への支援に取り組みました。

また、介護予防教室の充実を図るとともに、生きがいつくりの推進や高齢者虐待防止の取り組み、相談支援体制の充実など、地域支援事業の推進に努めてまいりました。

地域の支え合いネットワークにつきましては、ネットワークづくりや新たな資源開発に取り組む生活支援コーディネーター事業を実施し、平成29年度から開始される介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、泉佐野市以南3市3町と連携し準備を進めました。

次に、健康づくりにつきましては、第2次健康みさき21、第2次健康増進計画、食育推進計画を踏まえ、健診・教室・相談等の各事業を通じて個人の健康づくりの総合的な支援に努めてまいりました。

また、健康づくりの重要な分野の一つである栄養・食生活改善の分野においては、幼児期や子育て世代の食育活動を継続することにより若年層からの生活習慣病の予防や生涯を通じた健康づくりを推進しました。

低い受診率が課題となっているがん検診事業につきましては、各種団体との連携により、一人でも多く受診行動につながるよう啓発に努め、無料クーポン検診事業を継続するとともに、乳がん及び子宮がん、個別検診の実施、医療機関の拡充、大腸がん検診の無料化や受診機関の広域化を継続し、受診しやすい体制の整備を図りました。

次に、基本政策4、新たな活力の創造と心うるおう観光のまちづくりでございます。

新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくりとしましては、深日港活性化のため、平成28年度も深日港活性化イベントを開催するなど、航路再生に関する機運の醸成を図るとともに、国や大阪府、兵庫県など、構成される協議会において深日港と洲本港航路の復活に関する取り組みを強化しました。

また、第二阪和国道の延伸整備事業にあわせ、この整備のインパクトを活用した観光交流の促進を目標に地域特産品、貴重な歴史文化資源を活かしたにぎわいを創出するとともに、安全・安心で快適な生活環境の形成を図るため、淡輪ランプ付近に道の駅みさきを国と一体型で整備を行いました。

また、広域的な観光振興として、現在、参画している華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会、泉州観光プロモーション推進協議会、瀬戸内海の道ネットワーク推進協議会、和歌山市などと連携し、国内外の観光客に対する積極的な観光PRを行うとともに、観光客の受け入れ態勢の充実に努めてまいりました。

これらの施策を核として、新規拡充事業として観光振興におきましては岬町観光協会と連携を図るとともに、協会が実施する情報発信等に対する助成を強化し、本町の観光資源である自然、歴史、文化等について広く町内外にPRいたしました。

また、マスコットキャラクターを活用したシティプロモーションに取り組み、多くの人が岬町を訪れていただけるよう交流人口の増加に努めました。

さらに、町内を訪れた観光客の利便性向上を図るため、小島漁港及び船守神社への公衆トイレ設置に着手いたしました。

昨年の春にオープンした深日港観光案内所につきましては、本登録されたみなとオアシスみさきにおける拠点施設として、にぎわいの創出に向けた運営を岬町観光協会の皆様やみなとオアシスみさきの構成施設の皆様と連携して円滑に進めました。

また、産業関連施策としまして、多奈川地区多目的公園における企業誘致につきましては、平成28年度に株式会社コーヨークリエイト、株式会社マエキンの2社を誘致し、合計5ヘクタールの事業用地の処分を行いました。

この2社の進出により、平成18年度から始まった多目的公園への企業誘致は全て完了することとなりました。

また、第二阪和国道延伸工事に係る土砂仮置き箇所には日本スポーツ振興センターの助成を受けて、サッカーやラグビーなど多様なスポーツが楽しめる天然芝の広場を整備いたしました。

既に整備された野球広場や多目的広場では、ソフトボールの近畿大会や少年サッカーの大阪府大会など、地元を含めて多くの方々に利用いただいております。また、周回道路を利用してファミリーマラソン大会や実業団の自転車レースが開催されるなど、本町の交流拠点としてにぎわいを見せております。

新規拡充施策以外の事業では、地域産業の振興として、岬町商工会と深日漁業協同組合の連携により実施されている深日港フェスタは町内外から多数の来場者があり、まちの観光資源の一つとなってきたことから、引き続きイベント開催の支援を継続し、協力体制の強化を図り、地域経済の活性化に努めました。

また、漁業振興におきましては、漁港漁場整備長期計画に基づき実施している漁港整備事業について、引き続き、大阪府等の関係機関と連携し、淡輪、深日、谷川、小島漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めました。

あわせて、各漁業協同組合様とともに国の制度である浜の活力プランなどを活用した漁場の活性化を支援いたしました。

農業や林業振興では、維持管理に支障となっていた農道や林道、ため池の改修を実施し、産業に従事されている方の支援に努めました。

次に、基本政策5、豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくりでございます。

将来発生すると言われている南海・東南海地震をはじめとする災害に備えるとともに、住民の方の重要な移動手段であるバス事業や環境施策の充実など、地域の安全性の向上を図り、住民の方が安心して暮らせる施策展開を実施いたしました。

新規拡充事業としましては、まず、災害への備えとして、東日本大震災の教訓を生かし、大規模災害発生時に対応するため、災害用物資の充実を図るとともに、災害時要支援者支援事業として避難行動要支援者登録制度を創設し、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導などの支援が適切に行えるよう、関係機関との連携並びに支援体制の充実に努めました。

また、防災行政無線につきましては、災害時の住民への情報伝達手段である現在のアナログ防災行政無線システムを、より精度の高い情報伝達ができるよう、平成28年度においてデジタル防災行政無線システムの実施設計業務及び無線中継局舎を建設する庁舎南側に位置する坊の山の造成工事に係る実施設計業務を行いました。

火葬場運営につきましては、淡輪火葬場については指定管理者制度による適切な運営管理に努めるとともに、深日火葬場については、解体工事实施設計を行いました。

また、コミュニティバスにつきましては、運行事業者からの突然の撤退申し出により、交通空白期間を作らないよう、バス運行を継続するため、本町が運行主体となり市町村運営有償運送方式によりバスの運行を行いました。

平成28年度は実証運行期間と位置づけ、乗り継ぎ支線の待ち時間を短縮するためのダイヤ改正や谷川行き最終便の時間延長の試験運行を行いました。

また、実証運行中のコミュニティバスに係るサービス内容の評価及び課題や問題点の所在を明らかにすることにより、今後の本格運行のサービス内容の向上に資することを目的に住民アンケートを実施いたしました。

今後とも、利用者の意見等を可能な限り反映しながら利用促進を図ってまいります。

新規拡充施策以外の事業では、防犯対策につきましては、安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪のない社会環境を実現するため、平成27年度に自治区への防犯カメラ設置補助制

度を創設し、平成28年度では淡輪16区への補助を実施し、犯罪抑止への取り組みを支援いたしました。

消防力の充実につきましては、泉州南消防組合では、平成28年度に岬消防署のポンプ車を更新し、装備の充実に努めるとともに、消防体制の強化を図ることにより、地域住民の生命、身体及び財産を守り、より質の高い住民サービスの向上に努めました。

地域防災力の強化につきましては、安心して快適な暮らしを守るまちづくりの推進に向け、平成28年度は自主防災組織育成事業として、自主防災組織に係る資機材整備に対する補助制度を創設し、10自主防災組織に対して補助を実施し、地域防災力の強化が図れる取り組みを支援いたしました。

また、環境施設では、ごみの減量化とリサイクルについてはリデュース・リユース・リサイクルの3R推進を基本として、引き続きごみの発生抑制及び資源ごみの分別など、資源循環型のまちづくりに取り組むとともに、ペットボトル、プラスチックごみの分別収集を継続し、リサイクル率の向上、焼却ごみの減量による焼却施設の延命化及び焼却経費の削減に取り組みました。

また、粗大ごみや空き缶、空き瓶等の一般廃棄物を適正に処分するとともに、蛍光灯など小型不燃ごみについては、引き続き無料定期収集を実施いたしました。

ごみ処理施設につきましては、経年による老朽化が進んでいることから、焼却能力を確保維持するため、定期点検における整備更新及び補修を行いました。

機能検査結果に基づく長寿命化計画を策定し、今後のごみ処理施設の改善等の方向性について検討を進めてまいります。

次に、基本政策6、安全で快適な暮らしを守るまちづくりでございます。

道路施策では町内道路の適正な維持管理、効果的な維持補修に努めるとともに、地域住民の通行の安全確保のため道路整備を推進いたしました。

特に、地域緊急交通路としての町道畑山線と旧国道26号を結ぶ幹線道路となる町道海岸連絡線につきましては、道路整備に必要な用地買収等を実施いたしました。

新規拡充事業としまして、第二阪和国道の整備に関し、淡輪ランプから和歌山市までの区間でほぼ全面的に工事が完了していた状況を踏まえ、平成29年4月1日の全線開通に向け開通式典準備を行いました。

町道深日すこやか線につきましては、用地買収及び拡幅工事を完了し、園児や学童の安全を図りました。

町道美化センター連絡線につきましては、府道との交差点部分などの改良のため、測量設定等に着手いたしました。

町道西畑線につきましては、池谷地区内の交通の利便性向上及び緊急車両の通行に支障を来しているため、バイパス化に向けた実施設計に着手いたしました。

(仮称)町道多奈川歴史街道線につきましては、歴史的文化施設である興善寺、理智院、産土神社の魅力を発信するとともに、観光訪問者の増加につなげるため、バイパス化を実施

いたします。平成28年度は測量設計等に着手いたしました。

次に、町営緑ヶ丘住宅の建設事業につきましては、震災に強い住宅への更新などを目的として、平成29年度末での事業完了を目指し、PFI事業による整備を進めているところでございます。

平成28年度は新たに2期工区内の住棟建設63戸や公園整備に着手いたしました。

次に、多奈川朝日地区町有地法面改修につきましては、大地震が発生した場合に崩壊のおそれがあることから、国の補助を受けて改修工事を実施し、安全性の向上に努めてまいりました。

なお、この事業は全国初の取り組みとして平成25年度から事業に着手し、平成28年度に完了となりました。

空き家対策としましては、空き家並びに空き家利用希望者等の情報登録制度を実施し、空き家の有効活用を図り移住・定住等の促進による地域の活性化に取り組んでおります。

平成28年度においては、この制度により、4件の契約が成立し、移住・定住等の促進に寄与いたしました。

また、民間空き家対策事業として、管理不全な民間空き家について緊急安全措置として、所有者にかわって町が危険家屋の除去を実施しました。

以上が、平成28年度における主要施策の概要でございます。

これらの成果は、議員各位並びに住民皆様方の多大なるご支援・ご協力によるものと深く感謝するものでございます。

今後も日本一温かみのある町政を目指し、住民の皆様は岬町に住んでよかった、岬町に生まれてよかった、これからも住み続けたいと言っていただけるよう全力で取り組んでまいりますので、町政運営へのご協力をお願い申し上げます。

次に、各会計の収支状況につきましては、副町長の中口から説明を申し上げますのでよろしく願いいたします。

長時間ご清聴、本当にありがとうございました。

○道工晴久議長 先ほど、町長から成果報告がございました。あと、決算に関する説明もございますが、暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、暫時休憩をしたいと思います。

13時、再開をさせていただきます。よろしく願いしておきます。

(午前12時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続きまして会議を進めます。

続きまして、決算に関する説明について、副町長、中口守可君。

○中口副町長 それでは、各会計の全般的な決算の概要について、ご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成28年度決算説明資料の1ページをごらんください。

まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は80億2,553万6,000円、歳出決算額は79億5,853万8,000円、歳入歳出決算差引額は6,699万8,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源1,233万4,000円を差し引いた結果、5,466万4,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は29億8,404万3,000円、歳出決算額は28億8,219万2,000円となっており、歳入歳出決算差引額1億185万1,000円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億6,308万8,000円、歳出決算額は2億5,883万3,000円となっており、歳入歳出決算差引額425万5,000円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は5億9,460万3,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1,535万7,000円となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は18億4,533万3,000円、歳出決算額は17億8,721万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額5,811万4,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は2,319万1,000円、歳出決算額は1,854万3,000円となっており、歳入歳出決算差引額464万8,000円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は500万8,000円となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は2,965万6,000円となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は3億260万9,000円となっております。

続いて、企業会計の決算状況でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億1,701万6,000円、収益的支出額は4億5,999万9,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた5,701万7,000円が当年度純利益となっております。これに前年度繰越利益剰余金3億8,299万6,000円を加えますと、平成28年度未処理剰余金は4億4,001万3,000円でございます。

一方、資本的収入額は1, 187万4, 000円、資本的支出額は1億7, 868万5, 000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6, 681万1, 000円は、過年度損益勘定留保資金で補填したところでございます。

次に、2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は地方財政に関する各種統計等に用いられる会計であり、一般会計に公益事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計は一般会計に借換債を控除したものでございます。

平成28年度普通会計の歳入総額は79億8, 283万6, 000円、歳出総額は79億1, 583万8, 000円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源1, 233万4, 000円を差し引いた実質収支は5, 466万4, 000円の黒字決算となっております。

次に、普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。

さきに町長からの説明にもありましたように、第3次集中改革プランの初年度となります平成28年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。また、財政構造につきましても、経常収支比率、実質公債費比率とも依然として高い水準にあるものの、いずれも改善の方向にあり、これまでの改革の取り組みの成果が着実に現れてきております。

しかし、超過課税等の臨時的な財源措置を除いた場合においては、安定的な財政運営に支障が生じるという状況となっております。こうした環境のもとにおきましても、国の経済対策に連動しつつ持続可能なまちづくりを目指して、本町を次の世代に引き継ぐことを念頭に改革に取り組んでまいりました。

まず、歳入決算におきましては、固定資産税に係る超過税率の引き下げや人口減少に伴う納税義務者数の減少により町税が減少するとともに、景気の伸び悩みにより地方消費税等の各種交付金も減少いたしました。

また、退職手当の分割支給制度の廃止に伴い繰越金が町営緑ヶ丘住宅建設事業に係る国庫補助金の年度間調整により地方債の借り入れを行わなかったことなどにより、町債がいずれも減少いたしました。

一方、町営緑ヶ丘住宅建設事業や町道海岸連絡線整備事業などの町道整備事業の増加等により国庫支出金が増加するとともにふるさと納税に伴う岬ゆめ・みらい寄附金の増加等により、寄附金が岬ゆめ・みらい基金や多奈川地区多目的公園管理基金、財産区会計からの繰入金金の増加等により繰入金とともに増加した結果、歳入全体では平成27年度から増加いたしました。

次に、歳出決算につきましては、過去に借り入れを行った町債の償還により公債費が、退職手当の減少等により人件費がいずれも減少いたしました。

一方、町道海岸連絡線等の町道整備事業や多奈川地区多目的公園整備事業等により普通建設事業費が増加するとともに、臨時福祉給付金や子ども・子育て支援制度に係る施設型給付、

障害福祉サービスの増加等により扶助費がいずれも増加いたしました。

加えて、ふるさと納税に伴う岬ゆめ・みらい基金への積み立てや多奈川地区多目的公園への進出企業による土地売却収入を基金に積み立てを行ったことなどにより積立金が増加した結果、歳出全体では平成27年度から増加いたしました。

その結果、町税収入は減少したものの、特定財源の確保等により実質収支は平成27年度に比べ改善が図られました。

以上のように、厳しい環境のもとでの財政運営となりましたが、限られた財源を活用しつつ、「まちの価値を高める」ためのまちづくり施策を実施いたしました。

続いて3ページをごらんください。財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支比率につきましてご説明いたします。

経常収支比率は、歳出の経常経費充当一般財源を分子に、歳入の経常一般財源を分母として、除して求めるものでございます。

経常経費充当一般財源は、過去に借り入れた町債の元利償還金などが減少したものの、固定資産税に係る超過税率の引き下げにより町税などの経常一般財源の減少幅がこれを上回ったことで、この結果、経常収支比率は前年度1.6ポイント上昇の96.9%となっております。

なお、超過税率引き下げの要因を除きますと、前年度から約0.2ポイント程度改善されております。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における平成28年度末現在高は、道の駅整備事業などの増加により前年度から8,007万2,000円増加し、73億3,101万8,000円となっております。

これに特別会計、企業会計を加えた平成28年度末現在高は130億808万6,000円で、前年度から2億4,638万1,000円減少しております。

続きまして、基金につきましては、一般会計所管の平成28年度末現在高は14億1,272万3,000円となっており、前年度から2,690万円減少いたしております。

主な内容といたしましては、岬ゆめ・みらい基金が前年度から5,479万3,000円増加する一方、財政調整基金が2,971万円、公共施設整備基金が4,484万5,000円とそれぞれ減少したものの、特別会計所管の基金を加えた平成28年度末現在高は22億8,885万8,000円で、前年度から3,418万7,000円増加いたしております。

次に、健全化判断比率等の状況でございますが、平成28年度決算に基づく実質公債費比率（3カ年平均）は14.7%、将来負担比率につきましては115.2%となっており、依然として高い水準となっているものの、いずれも改善傾向にあります。

一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率、水道事業・下水道事業・漁業集落排水事業などの公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、いずれも生じておりません。

最後に、4ページをごらんください。

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分につきましては、その用途を明確化し、社会福祉・保健衛生・社会保険などの社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分に係る平成28年度歳入決算額は1億3,001万5,000円となっております。

一方、社会保障施策経費全体の平成28年度歳出決算額は20億4,264万1,000円となっております。それぞれの充当事業、金額はごらんのとおりでございます。

このように、普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字を確保することができました。

しかし、先ほど申し上げましたように、財政を取り巻く環境は、国の経済施策の効果等により、改善の兆しは見られるものの、依然として厳しい状況にあることには変わりございません。

こうした状況でございますが、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、第4次総合計画の基本目標であります「豊かな自然 心かよう温もりのまち “みさき”」を目指す総合計画の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、平成28年度の各会計の概要でございます。説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただけますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 ただいま説明のありました決算認定に係る11議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程第14、認定第1号「平成28年度岬町一般会計決算認定の件」から日程第24、認定第11号「平成28年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの11件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本11件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

先ほど、教育委員の議案第60号のところで皆さん方にお配りしております資料の中で、一部ミスプリントがございますので、訂正の旨の申し出がありました。教育次長から訂正の部分お願いいたします。

教育次長、竹下雅樹君。

○竹下教育次長 私から、訂正とおわびがございます。

日程第13、議案第60号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件の中で、中口敦子氏の議案の裏面にあります履歴書の住所に誤りがございました。

深日3175番地の17となっておりますが、正しくは深日3175番地の13でございます。つきましては、会議終了後に差し替えさせていただきますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。申しわけありませんでした。

○道工晴久議長 それでは、訂正、よろしく願い申し上げます。

○道工晴久議長 お諮りします。日程第25、報告第5号「平成28年度岬町健全化判断比率報告の件」から、日程第28、報告第8号「平成28年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの4件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第25、報告第5号「平成28年度岬町健全化判断比率報告の件」から、日程第28、報告第8号「平成28年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの4件を一括議題とすることに決定しました。

報告第5号について報告を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第25、報告第5号、平成28年度岬町健全化判断比率報告の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

先ほどの中口副町長の説明と一部重複いたしますが、ご了承願います。

平成28年度決算における各指標の比率ですが、まず、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないことから生じてございません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいますが、これにつきましても赤字が発生していないことから生じておりません。

続きまして、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。平成28年度におきましては、実質公債費比率は14.7%となっており、前年度の16.2%から1.5ポイント減少しております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。平成28年度につきましては、115.2%となっており、前年度の115.9%から0.7ポイント減少しております。

各指標の早期健全化基準につきましては、かっこ書きにより示させていただいております。監査委員から付された審査意見書におきましても、各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたいとされております。

なお、指標の積算の基礎の数値は決算書及び地方財政状況調査などをもとにしてございます。地方財政状況調査につきましては、現在、大阪府を通じて総務省へ提出され、国のほうで検証を行っておるところでございます。

したがいまして、国などからの修正等の指示に伴い、今回報告させていただいた各比率に変更が生じた場合におきましては改めて報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、報告でございます。

○道工晴久議長 続きまして、報告第6号及び報告第7号について。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第26、報告第6号、平成28年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、平成28年度の資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

続きまして、日程第27、報告第7号、平成28年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては、平成28年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

○道工晴久議長 続きまして、報告第8号について。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程第28、報告第8号、平成28年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件についてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町水道事業会計におきましては、平成28年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

○道工晴久議長 以上、4件について報告をいただきました。

これより、本4件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって日程第24、報告第5号「平成28年度岬町健全化判断比率報告の件」から日程第28、報告第8号「平成28年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの4件の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さんでございます。

なお、各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、9月15日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労様でございました。

(午後 1時29分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年8月24日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 反 保 多喜男

議 員 田 島 乾 正